

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1節 課税標準及び税率	第1節 課税標準及び税率
<p>（税率の適用関係）</p> <p>3 - 1 法の別表の税率（以下「基本税率」という。）協定税率（関税法基本通達3 - 2の(1)に規定する協定税率をいい、関税定率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和30年政令第237号）第3条の規定による税率を含む。以下同じ。）EPA税率（関税法基本通達3 - 2の(2)に規定するEPA税率をいう。以下同じ。）又は暫定法の規定に基づく税率（以下「暫定税率」という。）の適用関係については、次による。</p> <p>(1)～(5)（省略）</p> <p>(6) <u>暫定法第8条の2及び第8条の3の規定に基づき特惠関税の適用がある場合には、他の税率に優先して特惠税率を適用する。</u></p>	<p>（税率の適用関係）</p> <p>3 - 1 法の別表の税率（以下「基本税率」という。）協定税率（関税法基本通達3 - 2の(1)に規定する協定税率をいい、関税定率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和30年政令第237号）第3条の規定による税率を含む。以下同じ。）EPA税率（関税法基本通達3 - 2の(2)に規定するEPA税率をいう。以下同じ。）又は暫定法の規定に基づく税率（以下「暫定税率」という。）の適用関係については、次による。</p> <p>(1)～(5)（同左）</p> <p>(6) <u>暫定法第8条の2から第8条の4までの規定に基づき特惠関税の適用がある場合には、他の税率に優先して特惠税率を適用する。</u></p>
<p>第2節 課税価格の決定</p> <p>（課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない輸入貨物）</p> <p>4 1の2 法第4条の規定により課税価格を計算することができない輸入貨物は、次に掲げる貨物である。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) 課税価格への疑義が解明されない貨物 <u>例えば、輸入貨物の課税価格を計算する場合において、事実を証明するものとして提出された書類が真実なものであるか又は正確なものであるかについて疑義がある貨物で、輸入者による補足説明及び追加書類の提出によっても当該疑義が解明されないもの、又は補足説明及び追加書類の提出がされなかつたものが、これに該当する。</u> <u>なお、課税価格への疑義が解明されない貨物に該当するとして法第4条の規定により課税価格の計算ができないと判断した場合には、当該判断及びその理由を輸入者に対して説明するものとする。</u></p>	<p>第2節 課税価格の決定</p> <p>（課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない輸入貨物）</p> <p>4 1の2 法第4条の規定により課税価格を計算することができない輸入貨物は、次に掲げる貨物である。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p>